

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ）

8 月 那 覇 市 議 会 臨 時 会

議 案 書

令和 3 年 8 月 1 3 日

令和3年(2021年)8月那覇市議会臨時会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
報告第37号	専決処分の報告について(工事請負金額の変更)	総務委員会	総務部 平和交流・男女参画課	1

専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 8 月 13 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の5以内でその金額が1,000万円以下の工事請負契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和3年7月12日

那覇市長 城間 幹子

- 1 議決事件名 工事請負金額の変更について
「(仮称)大嶺コミュニティセンター建設工事(建築)」
(令和2年12月22日同意)

工 事 名 (仮称)大嶺コミュニティセンター建設工事(建築)

契約の相手方

受 注 者 沖縄県那覇市宇栄原2丁目13番6号
株式会社 郷建設
代表取締役 眞榮城 嘉一

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 349,511,800円

変更する金額 353,570,800円

